合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社シナジーホールディングスと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年六月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年四月二十八日

東京都千代田区神田駿河台三丁目四番二号

株式会社シナジー

代表取締役　七野　俊明

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社幻冬舎（東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目九番七号）と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年六月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年四月二十八日

東京都千代田区四番町八番地一九

株式会社ＴＫホールディングス

代表取締役　見城　徹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である内山隆太郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年四月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号

アリューシャン・インベストメンツ・エル・エル・シー

日本における代表者　内山**隆**太郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である内山**隆**太郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年四月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号

アリューシャン・インベストメンツ・エル・エル・シー

日本における代表者　長谷部吉紀

限定承認公告

本籍東京都杉並区和泉四丁目三〇六番地、最後の住所東京都杉並区和泉四丁目四六―一

被相続人　亡　倉澤まさ子

右被相続人は平成二十三年二月十六日死亡し、その相続人は平成二十三年四月十三日東京家庭裁判所家事第四部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

東京都調布市国領町五丁目二二―二

相続財産管理人　倉澤　幸樹

限定承認公告

本籍福岡県遠賀郡芦屋町高浜町三三七一番地、最後の住所福岡県田川郡福智町神崎七〇八番地

被相続人　亡　岡﨑　武雄

右被相続人は平成二十三年一月七日死亡し、その相続人は平成二十三年四月十八日福岡家庭裁判所田川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

福岡県北九州市戸畑区中本町八―一四―六〇四

相続財産管理人　岡﨑　明雄

株式交換公告

左記会社は株式交換して甲を完全親会社とし、乙を完全子会社とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年四月二十七日に終了しております。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十三年四月二十八日

名古屋市昭和区御器所二丁目五番一号

（甲）株式会社末岡ホールディングス

代表取締役　末岡　篤

名古屋市昭和区御器所二丁目五番一号

（乙）株式会社スエオカ通商

代表取締役　長谷川哲也

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年五月三十一日をもって金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年四月二十八日

東京都港区六本木六丁目一五番一号けやき坂テラス

ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ株式会社

代表取締役　多次　貴志

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条第一項に基づき、優先資本金の額を三億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年三月二十八日付官報の号外第六十一号一一七頁に掲載されています。

平成二十三年四月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目一八番六号

ロイヤルパインズアセットホールディングス特定目的会社　取締役　東本　浩史

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額金四十五億円を金二十二億五千万円減少して金二十二億五千万円とし、発行済優先出資総口数九万口を一口に対して五万円をもって四万五千口買入消却して四万五千口とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年五月三十一日であり、社員総会の決議は、平成二十三年四月二十七日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年六月二十九日付官報の号外第一三六号一五九頁に掲載されています。

平成二十三年四月二十八日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内　特定目的会社ＴＸ

取締役　浅野　明彦

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を金四十五億円から金二十二億五千万円減少して金二十二億五千万円とし、発行済優先出資四万五千口を消却することに致しましたので、当該優先出資に係る優先出資証券を所有する方は効力発生日である平成二十三年五月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年四月二十八日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内　特定目的会社ＴＸ

取締役　浅野　明彦

訂正公告

平成二十三年三月十日（号外第四十八号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、「効力発生日は平成二十三年四月十二日であり」とあるは「効力発生日は平成二十三年六月一日であり」、「（乙）有限会社ユーエードゥ」とあるは「（乙）有限会社ユー・エードウ」、「（丙）有限会社ユー・ビー・ジィー　代表取締役　秋田谷満代」とあるは「（丙）有限会社ユー・ビィージィー　取締役　佐々木里美」、「（丁）有限会社ユー・エムエム・シー中「代表取締役　秋田谷満代」とあるは「取締役　三上　秀樹」、「（戊）有限会社ユーアンドエー中「代表取締役　秋田谷満代」とあるは「取締役　秋田谷満代」の誤りにつきそれぞれ訂正します。なお、この合併に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年四月二十八日

青森県弘前市松森町八五番地

（甲）株式会社ユニーク

代表取締役　秋田谷満代

青森県弘前市松森町八五番地

（乙）有限会社ユー・エードウ

代表取締役　秋田谷満代

青森県弘前市松森町八五番地

（丙）有限会社ユー・ビィージィー

取締役　佐々木里美

青森県弘前市松森町八五番地

（丁）有限会社ユー・エムエム・シー

取締役　三上　秀樹

青森県弘前市松森町八五番地

（戊）有限会社ユーアンドエー

取締役　秋田谷満代

訂正公告

平成二十三年四月二十二日（第一回）二十五日（第二回）掲載の清算人塚原鐵二に係る解散公告中、清算人「塚原　鐵二」とあるは「塚原　鐵二」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年四月二十八日

扱　店

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月二十七日付特第三〇号　同日付政府調達第八〇号四

二四ページ●同月二十八日付第九一号一二八ページ●八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）